

三重ブランド認定委員会条例

平成十九年七月四日  
三重県条例第三十九号

改正 平成二四年 三月二七日三重県条例第六号  
三重ブランド認定委員会条例をここに公布します。

三重ブランド認定委員会条例

（設置）

第一条 三重ブランド（三重県の豊かな自然、伝統等地域の特性をいかした生産物（生産され又は加工された物をいう。）及びその生産者で知事が認定したものをいう。次条において同じ。）に関する重要な事項を調査審議するため、知事の附属機関として、三重ブランド認定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 三重ブランドの認定基準に関する事項
- 二 三重ブランドの認定に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（組織）

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員）

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長）

第五条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

一部改正〔平成二四年条例六号〕

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日三重県条例第六号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。